

田上新町基金規定

(設置の目的)

第1条 この規定は、田上新町町会（以下「町会」という。）の施設設備の新・増改築、若しくは、現有施設設備の改修等が必要なとき、また災害等の発生があった場合に、町会会員の安全を確保し生活の安定化を図るために使用することを目的として、田上新町基金（以下「基金」という。）を設置し、この基金の適正、かつ効率的な管理運用を図ることを目的とする。

(基金の財源)

第2条 この基金の財源は次に掲げるものとする。

- (1) 町会の各種積立金
- (2) 基金の預金利息
- (3) 町会の「一般会計」からの繰り入れ
- (4) その他収入金

(基金の運用)

第3条 この基金の総額を、効率的な管理運用を図るため、指定金融機関を選定し、当該指定金融機関へ預金する。

(基金の活用範囲)

第4条 この基金の活用が許される範囲については、次の費目に限定する。

- (1) 町会施設設備の新・増改築・改修工事費、及び当該関連付帯工事費（但し、一般会計より支弁可能な経常的工事費等を除く。）
- (2) 町会財産の購入費
- (3) 非常災害発生時等における、臨時的特別経費
- (4) 地域の消防、公民館、町会連合会等から臨時的に要請される費用
- (5) 一般会計への一時的貸出金

(基金の支出)

第5条 この基金の支出に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この基金の支出限度額は、現に保有する基金総額の3分の2を超えない範囲の額とする。
3分の2を超える場合は総会において、過半数の同意を得なければならない。
- (2) この基金の財源について、逐年増収がはかられて、財政的な見地からこの基金制度の永続性が確保されていると認められた場合には、その存続維持に障害とならない範囲の限度において、これを支出できるものとする。
- (3) 町会長は、第1条に定める目的の財源に充てるために、財政的に必要と認められると判断した場合には、班長会において協議のうえ、これを決定し、次の総会に、その他の場

合は、あらかじめ総会で承認を得なければならない。

(会計区分)

第6条 この基金の会計区分は特別会計とする。

(決算報告)

第7条 この基金の決算報告及び収支決算は、年度終了後の定期総会にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第8条 この基金の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(疑義事項等の決定)

第9条 この規定に定めのない事項、又は、この規定の運用にあたり疑義等が生じた場合には役員会において協議のうえ、これを決定する。但し、当該疑義事項等がこの基金の運用管理上、もしくは町会、又は町会会員に関し極めて重大な影響を及ぼすものと判断される場合にあっては、これを総会にはかり、3分の2以上の同意を得なければ、これを決定できない。

附則

1. この規定は、平成24年4月15日から施行する。

(改正)

2. 令和4年4月10日改正